

e-文書法案の骨子

- 平成 16 年 6 月の IT 戦略本部において報告した「e - 文書法の立案方針」に従い、原則、全ての民間文書の電子保存を容認する「e - 文書法案」(通則法 + 整備法)を策定中。
- 前回に報告した e - 文書イニシアティブにより電子化を容認する候補となる法律 (約 250 本) の全てについて、関係府省との調整を終了。
- 今後、法案としての最終の詰めを行い、平成 17 年 4 月の施行を目指し、平成 16 年度のできるだけ早期に国会提出見込み。

通則法

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案

第1条関係 (目的規定)

民間事業者等が電磁的記録による保存等をできるようにするための共通事項を定める。

第2条関係 (用語の定義)

第3条~第6条関係

保存義務のある書面について、主務省令で定めるところにより、電磁的記録による保存・作成・縦覧等・交付等を行うことができる。

保存等の電磁化可能規定

書面みなし規定

により行われた保存等については、書面により行われたものとみなす。

その他 (第7条~第9条関係)

地方公共団体における推進、経過措置、主務省令の定義

整備法

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

通則法との調整等

通則法の規定では手当てが十分ではないもの等について、個別法の一部改正により所要の規定を整備。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する 法律案（骨子）について

平成 16 年 9 月
内閣官房 IT 担当室

1. 趣旨

民間事業者等に対して書面の保存等が法令上義務付けられている場合について、原則としてすべての場合に当該書面に係る電磁的記録による保存等を行うことを可能にするための共通事項を定める等、所要の法整備を行う。

2. 法案の概要

（ 1 ）目的（第 1 条）

書面の保存に要する負担軽減を通じて国民の利便性の向上、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に寄与。

（ 2 ）定義（第 2 条）

民間事業者等、書面、電磁的記録、保存等の本法で使用する主要用語について定義。

（ 3 ）電磁的記録による保存の容認（第 3 条）

民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録による保存を行うことを容認する。

- 1 電磁的記録による保存とは、当初から電子的に作成された書類を電子的に保存すること及び書面で作成された書類をスキャナでイメージ化し、電子的に保存することの両者を含む。
- 2 保存を義務付ける個別の法令ごとに、スキャン文書とする場合の改ざん防止や原本の正確な再現性の要請の程度が異なりうるので、電子的な保存の対象、方法等については主務省令で具体的に定める。

（ 4 ）電磁的記録による作成、縦覧等及び交付等の容認（第 4 条～第 6 条）

書面の保存の電子化容認の意義が失われないよう、保存に付随して行われる書面の作成、縦覧等及び交付等のうち、法令の規定により書面により行わなければならないとされているものについても、当該法令の規定にかかわらず、主務省令等で定めるところにより、電磁的記録により行うことを容認する。

(5) 書面等みなし規定(第 3 条～第 6 条)

(3)(4) により行われた電磁的記録による保存等については、個別法令に規定する書面により行われたものとみなし、本来の書面による保存等に対し適用される規定と同じ個別法令の規定を適用する。

(6) 地方公共団体の努力義務等(第 7 条)

地方公共団体は、本法律が適用されない条例又は規則に基づいて民間事業者等に対して義務付けられている保存等について、この法律の趣旨にのっとり、電磁的記録による保存を可能とするための必要な措置を講ずるよう努める。

また、国は、地方公共団体に対して情報の提供等必要な措置を講ずるよう努める。

(7) その他(第 8 条、第 9 条)

政省令に対する経過措置の委任、主務省令の定義

3 . 施行期日

この法律は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（骨子）について

平成 16 年 9 月

内閣官房 IT 担当室

1. 趣旨

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案（以下「通則法案」という。）の施行に伴い、通則法案で包括的に規定する事項の例外事項、通則法案のみでは手当てが完全でないもの等 70 本の法律について、所要の規定整備を行う。

2. 法案の概要

- （１）立入検査規定について、書面に加え、当該書面に係る電磁的記録も検査対象に含むようにする改正規定（行政書士法等：44 本）

立入検査規定について、検査対象である書面を電磁的記録により保存した際には、書面に加え、当該書面に係る電磁的記録も検査対象に含む旨の規定について措置する。

- （２）総会等への書類提出の際の監事による意見書の添付に係るみなし規定（たばこ耕作組合法等：24 本）

協同組合等において、理事による総会等への財務書類の提出の際に、これに添えて保存義務のかかっていない監事の意見書の提出が必要な場合に、当該意見書の提出に代えて電磁的記録を提出することをもって当該意見書を添付したものとみなす旨の規定について措置する。

- （３）電磁的記録による保存の際に必要な特別な手続規定（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律等：3 本）

法令上書面による保存が義務づけられている文書について、電磁的記録による保存を認める場合、その文書の性質上一定の要件を満たすことを担保するために行政庁の承認等特別な手続が必要である旨の規定について措置する。

(4) 主務省令に代えて条例に委任する場合の読み替え規定 (特定非営利活動促進法 : 1 本)

通則法案に規定する「主務省令」に代えて条例に委任することが必要な場合、適用関係を明確化するため、通則法案の適用に係る読み替え規定について措置する。

3 . 施行期日

この法律は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。